



304  
岐阜市告示第 号

富山県及び石川県の一部の地域における市税等に関する申告等の  
期限の指定について

岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号）第14条の2第1項の規定に基づき、令和6年岐阜市告示第513号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次の表に掲げる地域に住所、居所、本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とします。

令和6年7月17日

岐阜市長 柴 橋 正 直



| 都道府県名 | 指 定 地 域                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 富山県   | 富山県                                                                     |
| 石川県   | 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町 |